

ブラックバス違法放流とその抑制

齊藤 憲治

(一般社団法人 水生生物保全協会)

オオクチバスとコクチバス、いわゆるブラックバスの拡散の勢いは、2005年4月の外来生物法の施行により、放流、飼育、運搬、譲渡が禁止された後にも弱まる気配がない。ブラックバスが定着すると、多くの水域では小型魚類などの生息がほぼ不可能な、ブラックバスバレン（荒野）という状況に陥る。一方、駆除は遅々として進まない。現状は、

違法行為によるブラックバスバレンの拡大 > 駆除によるバレンの減少
である。

なぜか、

できることは日々行われているからである。

バス釣り（合法）	→ できる
釣れたブラックバスをリリース（宮城県では違法）	→ できる
ブラックバスを生きのまま運ぶ（違法）	→ できる
ブラックバスを畜養する（違法）	→ できる
ブラックバスを放流したい人に譲渡する（違法）	→ できる
ブラックバスを放流する（違法）	→ できる

ブラックバスにからむ違法行為は、見つかることがまずないので、万引きより簡単。よって、できることは日々行われている。

さて、ここまでにについては昨年（2022年）の第18回外来魚情報交換会

[http://biwako.eco.coocan.jp/exchange/2023/photo/saito\(2023\).pdf](http://biwako.eco.coocan.jp/exchange/2023/photo/saito(2023).pdf)

で発表した。これはより強い規制をかけるための根拠となる証拠集めについてのもので、上の不等式の左側を下げるためにどうするか、というところに関連したものである。

今回も、不等式の左側を下げる別の方策として、ブラックバス放流のメリットを下げ、違法行為を抑止できないか、一案を提示する。

ブラックバス放流のメリットとは何か。バサー自身が放流する場合、唯一最大のメリットはマイポイントを作ることであろう。放流したブラックバスが定着・繁殖したところに真っ先に釣りに行くのは誰か？放流した犯人である。ほかのバサーが先に見つかりしなればの話だが、このような、バサーが個人的に行うほかに、個人レベルでは困難と思われる大規模な放流の疑い例もある。この場合、穴場情報を教えて顧客のバサーをふやす／つなぎとめるメリットを求める人たちまたは法人が犯人であろう。犯人自らは必ずしも釣りには行かないかもしれないが、自身が熱心なバサーでもあることが多く、その場合、自分でも釣りに行くであろう。いずれにせよ、せつかく放流した場所なのに釣りに行きづらくなれば（釣りに行くメリットが下がれば）、放流のメリットは下がる。

放流場所に行きづらくなるキーワードとして、「バサーの中に違法放流の犯人がいる」と想定してみた。放流場所で釣りをすると犯人に疑われるかもしれないとなると、釣りに行きづらくなるのではなかろうか。このキーワードをもとに、ため池に設置するための看板を作成した。近く許可を得て設置する予定である。改良、またはほかの新しいアイデアがあればお聞かせい

ただきたい。

看板とウェブ掲載ポスター用デジタルデータを、当法人のウェブの日本語トップページに掲示した。自由にダウンロードしてご利用いただきたい。

<http://www.fish-water.jp/index-j.html>

なお、不等式の右側を上げるにはどうするかに関しては、2020年の第15回と一昨年の17回

[http://biwako.eco.coocan.jp/exchange/2020/photo/saito\(2020\).pdf](http://biwako.eco.coocan.jp/exchange/2020/photo/saito(2020).pdf)

[http://biwako.eco.coocan.jp/exchange/2022/photo/saito\(2022\).pdf](http://biwako.eco.coocan.jp/exchange/2022/photo/saito(2022).pdf)

で、池干しとその要／不要の指標としてのブラックバスバレンについて発表した。